

# 特記仕様書

工事名：富山県広域消防防災センター屋外訓練場改修工事

## 第1条 一般

この特記仕様書は、「土木工事共通仕様書(富山県土木部)令和3年10月」第1編共通編1-1-1-2第6項に基づき、当該工事に必要な事項について定めるものとする。

## 第2条 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

- 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱うものとする。
  - ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
  - ② 工事の全部の施工を一時中止している期間
  - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって工場製作のみが行われる期間
  - ④ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- 前項の期間を確認する必要がある場合は、書面によることとする。

## 第3条 ISO9001を活用した工事

受注者及び本工事が以下の条件を満足し、受注者が本工事を「ISO9001を活用した工事」とすることを希望する場合、ISO9001を活用した工事の実施要領(案)に基づき、実施することができる。

- ① ISO9001:2000(JIS Q 9001:2000)の認証を取得していること
- ② 過去2カ年度の富山県土木部発注工事の工事成績平均点が75点以上であること
- ③ 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事ではないこと

## 第4条 建設リサイクル法の対象建設工事

- 本工事は、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法という)の対象建設工事であり、特定建設資材について分別解体等及び再資源化等を実施するものとする。
- 受注者は、建設リサイクル法12条に基づき、施工計画書に以下の内容を明記し、監督員へ説明するものとする。
  - ・解体工事である場合は、解体する建築物等の構造
  - ・新築工事等である場合は、使用する特定建設資材の種類
  - ・工事着手の時期及び工程の概要
  - ・分別解体等の計画
  - ・解体工事である場合は、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程 ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	(1) 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(2) 土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(3) 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(4) 本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	(5) 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
(6) その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	

(2)再資源化等をする特定建設資材廃棄物の種類及び処理量

特定建設資材廃棄物の種類	処理量
コンクリート塊	0 m <sup>3</sup>
アスファルト塊	24 m <sup>3</sup>
建設発生木材	0 t

コンクリート塊は、径 30cm 程度に破砕するものとする。

- 4 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督員に報告する。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(富山県土木部)(平成 14 年 6 月)に定めた様式 1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式 2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。
- ・再資源化が完了した年月日
  - ・再資源化をした施設の名称及び所在地
  - ・再資源化に要した費用
- 5 受注者は、再資源化施設において適正に処分されていることが確認できる書類(マニフェスト等)を監督員に提示するとともに、運搬、処理を委託する場合は、産業廃棄物処理業者との委託契約書を監督員に提示するものとする。

### 第5条 工事書類の簡素化の試行について

- 1 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。
- 2 試行は、工事書類の簡素化試行要領(案)(令和 3 年 4 月富山県土木部)に基づき実施するものとする。
- 3 これらに定められていない場合は監督員と協議するものとする。

### 第6条 ワンデーレスポンス

この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。なお、詳細については「工事監督におけるワンデーレスポンスの手引き(富山県土木部)」に基づき実施するものとする。

### 第7条 工事特性・創意工夫・社会性等の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに「富山県請負工事成績評定要領」第 4 第 7 項に定める様式により提出することができる。

## 第8条 低入札となった場合における技術者の増員等

- 1 入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることによる。
  - (1) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合  
専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあつては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあつては主任技術者になり得る資格を有する者を1人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。
  - (2) 建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられていない工事の場合  
同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。
- 2 1の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。

## 第9条 施工体制の点検を強化する工事

入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、受注者は工事施工前に、段階確認及び中間検査において発注者が強化するとする事項を監督員に確認しなければならない。

## 第10条 低入札となった場合における品質管理の試験頻度

入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者が受注者となった場合は、富山県土木工事施工管理基準における品質管理基準（一般土木工物品質管理基準）の試験基準欄及び摘要欄並びに本特記仕様書の品質管理に関連する条項に定める施工に関する試験頻度を2倍とする。

## 第11条 飛散防止

校舎付近において吹付舗装を施工する際には、校舎等へ塗膜剤が付着しないよう、適切な飛散防止措置をとること。

## 第12条 概算数量発注

本工事は、概算数量で発注するものである。なお、詳細については監督員からの指示に従うものとする。

## 第13条 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費補正の試行対象工事であり、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、受注者は施工計画書に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載するものとする。
- 2 計測方法は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。  
ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いるものとし、計測に要する費用は受注者の負担とする。
- 3 対象期間は工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。  
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- 4 施工計画書に基づき提出された計測結果をもとに対象期間内の真夏日率に補正係数を乗じて補正値を算出し、現場管理費率に加算するものとする。  
なお、真夏日とは日最高気温が30度以上（新型コロナウイルス対策を伴う場合28度以上）の日をいい、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

真夏日率 = 工期期間中の真夏日 ÷ 工期

補正值 (%) = 真夏日率 × 1.2

現場管理費 = 対象純工事費 × ( (現場管理費率 × 補正係数) + 補正值)

ただし、補正值については「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても、最高2%とする。

#### **第14条 変更設計等**

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び土木工事共通仕様書に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事施工の円滑化4点セット（富山県版）」を参照することとする。

#### **第15条 その他**

その他定めのない事項について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。